

NETIS登録申請支援団体について

1. はじめに

新技術のNETIS登録を希望する場合、各地方整備局の新技術申請・相談窓口（各技術事務所等）にてNETIS登録の可否の事前相談を行い、NETIS登録が可能であれば、「別紙」の通り「様式-1」から「様式-4」をNETISホームページからダウンロードし、申請書類の原案を作成した上で新技術申請・相談窓口（各技術事務所等）にヒアリング予約する事から始まります。したがって、ある程度NETISの申請手続きに精通していなければ、申請書類の作成に苦慮しているのが現状です。

2. NETIS登録申請支援について

現在、NETIS登録申請に係るヒアリング回数は概ね3～6回、申請から登録までに係る期間が概ね3～7ヶ月間を要している状態です。

今回、国土交通省はNETIS登録の迅速化を図る目的で「NETIS登録申請支援団体」を公募し、全国で当協会を含む6団体が選定されました。

当協会は、長年の新技術行政に係る業務実績を有し、NETIS登録申請から新技術の活用、新技術の事後評価等一連の作業に精通した技術者を擁している団体です。

「NETIS登録申請支援団体」を活用し申請者の皆様への技術的支援を行う事で、NETIS登録申請作業の効率化に繋がると考えます。

NETIS登録申請を希望される方で、手続き等で少しでも何かお困りの方は是非一度下記連絡先にお電話ください。担当者が対応させていただきます。

なお、支援内容に応じて見積りさせていただきます（次ページに【支援内容事例】添付）。

連絡先

一般社団法人 九州建設技術管理協会 久留米業務室

略称 [九技協]

TEL (0942) 46-3232

担当：片淵、森

【支援対象技術】

土木一般技術（港湾・空港関連技術、営繕技術を除く）

【支援内容事例】

下記以外の支援内容については個別にご相談ください。

★ 申請者で申請書類の原案を作成し、当協会にて確認・助言・修正案等の提案を行う。

- ① 打ち合せ協議（NETIS登録申請時の具体的な作業手順等の説明）
- ② 申請書類（様式2～4）原案の確認
- ③ 申請書類（様式2～4）原案の助言・修正案の提案
- ④ 新技術申請・相談窓口からの追加資料の指示があった際の作成支援（助言）

実施要領等

※下記資料については、PDF形式にてダウンロードができます。

[NETIS登録申請支援 実施要領](#)

[NETIS登録申請支援 実施フロー](#)

[NETIS登録申請支援 実施規約](#)

NETISの新規登録申請の流れ

新技術を登録したい

- ※新技術情報入力システムをはじめ、必須書類はすべてNETISホームページよりダウンロードできるようになっています。
- ※必須と成っている書類については必ず作成してください。ヒアリングの際には持参してください。
- ※申請について、NETISホームページより直接登録することはできません。

① NETISホームページにアクセスして下さい。

NETIS
ホームページ

<http://www.netis.mlit.go.jp/>

- 新技術活用システムのメリットと責任をご理解ください。
 - ・新技術活用は、申請者への様々なインセンティブがありますが、同時に申請者情報への責任も発生します。
 - ・NETISホームページに掲載している「実施要領」や「実施規約」の内容を十分に理解してください。
 - ・申請者の申請内容がそのまま掲載されるので、申請内容への責任が発生します。

② 申請書に必要な以下の様式、書き方のポイントをダウンロードしてください。

様式 1 登録申請書

様式 2 技術概要説明資料(資料作成は、専用の「新技術情報入力システム」により行ってください。
「新技術情報入力システム」は、NETISホームページにてダウンロードし、入手してください。)

様式 3 技術詳細説明資料

様式 4 比較表

- 申請に必要な書式と「書き方のポイント」は、NETISホームページの「新技術の申請方法」ページにてダウンロードできます。
- また、「NETISとは」のページで申請手続の詳細がわかる「申請マニュアル」がダウンロードできます。

③ 申請書の書き方をご理解の上、作成してください。

- 「書き方のポイント」を熟読し、様式の書き方をご理解ください。
- 上記資料、及び記載内容が確認できる技術資料を用意してください。
- 登録・掲載したい新技術のカタログ、試験成績等の資料があればご用意ください。

④ ヒアリングを予約してください。

- 登録申請しようとしている地方整備局等の申請・相談窓口事前に連絡した上で作成した書類を提出し、登録申請してください。
- 申請書類を提出する際に申請受付(ヒアリング)の予約をしてください。

⑤ 申請・相談窓口でヒアリングを受けてください。

- 作成していただいた必要書類、新技術のカタログ、試験成績等に基づいて、申請・相談窓口のヒアリングを受けてください。

⑥ 登録に必要な追加書類を提出していただく場合があります。

- ヒアリングの際に、追加書類を求められた場合は提出してください。
- 必要な書類が全て整えば申請が受理されNETISへの登録を行います。

⑦ NETISへの登録手続を始めます。

- 必要な書類が全て整えば、申請が受理されて登録の手続きが始まります。